

ダイワの相続時受取人指定サービス取扱規定 新旧対照表

(下線部分改正)

現行	改正
<p>第2条 (用語の定義)</p> <p>1. ～2. (省 略)</p> <p>3. <u>申込者と指定受贈者とが合意した、申込者と当社との間で締結したダイワファンドラップ投資一任契約</u> (以下「本投資一任契約」といいます。)の契約資産の一部又は全部のうち、当社が本サービスの対象として認める財産を「対象財産」といいます。</p> <p style="text-align: center;">新 設</p> <p>第3条 (本サービスの内容)</p> <p>1. 当社は、本規定及び申込者と指定受贈者の間で締結された第4条第2項第2号に定める「<u>対象死因贈与契約</u>」に基づき、申込者を被相続人とする相続(以下「対象相続」といいます。)が発生した場合には、第4条第2項第2号ii)に定める執行者(以下「執行者」といいます。)の執行指示に従って、対象財産の指定受贈者が指定する総合取引口座への振替(払戻)を行うものとします。ただし、当社は、当該振替(払戻)を行う前に、指定受贈者に対し、当社所定の確認書その他当社が必要と認める書類の提出を求めることができるものとします。</p> <p>2. 前項に定める対象財産の指定受贈者への振替(払戻)に関し、指定受贈者とその他の申込者の相続人等との間で発生した紛争やこれらの者が被った損害等(以下の各号に関する紛争や損害等を含みますが、これらに限られません。)について、当社は一切のその責を負わないものとします。</p> <p>(1) 当社が本サービスの対象財産の指定受贈者への振替(払戻)を行った後で、対象死因贈与契約の変更、撤回、合意解約等(対象死因贈与契約の内容と矛盾する死因贈与契約の締結又は遺言の作成を行った場合を含みます。)がなされていたことが明らかになった場合。</p> <p>(2) 当社が本サービスの対象財産の指定受贈者への振替(払戻)を行った後で、指定受贈者に対して遺留分減殺請求又は遺留分侵害額請求がなされた場合、又はなされていたことが判明した場合。</p> <p style="text-align: center;">新 設</p>	<p>第2条 (用語の定義)</p> <p>1. ～2. (現行どおり)</p> <p>3. <u>申込者と当社との間で締結したダイワファンドラップ投資一任契約</u>(以下「本投資一任契約」といいます。)の契約資産の一部又は全部のうち、当社が本サービスの対象として認め、かつ、<u>申込者と指定受贈者が「対象死因贈与契約」(第4条第2項第2号で定義します。)</u>で死因贈与の対象とした財産を「対象財産」といいます。</p> <p>4. <u>指定受贈者の対象財産の受贈に際して、対象財産を換金し金銭にて指定口座(第3条第1項で定義します。)</u>へ振替える方法を「現金承継」、対象財産を換金せずに指定口座へ振替え、当該財産を指定受贈者と当社との間におけるダイワファンドラップ投資一任契約の契約資産とする方法を「ラップ承継」といいます。</p> <p>第3条 (本サービスの内容)</p> <p>1. 当社は、本規定及び申込者と指定受贈者の間で締結された「<u>対象死因贈与契約</u>」(第4条第2項第2号で定義します。)に基づき、申込者を被相続人とする相続(以下「対象相続」といいます。)が発生した場合には、第4条第2項第2号ii)に定める執行者(以下「執行者」といいます。)の執行指示に従って、対象財産の指定受贈者が指定する<u>当社の総合取引口座</u>(以下「指定口座」といいます。)への振替を行うものとします。ただし、当社は、当該指定口座への振替を行う前に、指定受贈者に対し、当社所定の確認書その他当社が必要と認める書類の提出を求めることができるものとします。</p> <p>2. 前項に定める対象財産の指定口座への振替に関し、指定受贈者とその他の申込者の相続人等との間で発生した紛争やこれらの者が被った損害等(以下の各号に関する紛争や損害等を含みますが、これらに限られません。)について、当社は一切のその責を負わないものとします。</p> <p>(1) 当社が本サービスの対象財産の指定口座への振替を行った後で、対象死因贈与契約の変更、撤回、合意解約等(対象死因贈与契約の内容と矛盾する死因贈与契約の締結又は遺言の作成を行った場合を含みます。)がなされていたことが明らかになった場合。</p> <p>(2) 当社が本サービスの対象財産の指定口座への振替を行った後で、指定受贈者に対して遺留分減殺請求又は遺留分侵害額請求がなされた場合、又はなされていたことが判明した場合。</p> <p>3. <u>申込者は本サービス申込時に運用口1つを対象財産として定め、現金承継、ラップ承継のいずれかを選択</u></p>

現行	改正
<p style="text-align: center;">新 設</p>	<p>するものとしします。なお、<u>2026年4月20日時点で申込済の本サービスにかかる運用口については現金承継が選択されたものとしします。</u></p> <p>4. <u>ラップ承継を選択した運用口については、以下の各号を適用するものとしします。</u></p> <p>(1) <u>対象相続が発生した場合、本投資一任契約第21条及び第22条に定める換金及び返還の対象から除外し、ラップ承継を行うための期間として最長6か月間、換金を留保します。この留保期間内に執行者が執行指示を行うとともに、指定受贈者が対象財産をもってファンドラップ投資一任契約の新規締結もしくは締結済みのファンドラップ投資一任契約の運用口追加を行う場合に限りラップ承継を行うものとしします。</u></p> <p>(2) <u>前号の留保期間は、対象相続の発生を当社が確認した時点より開始するものとしします。当社は留保期間開始後速やかに本投資一任契約にかかる運用を終了し、対象財産にかかる未徴収の源泉徴収税額があった場合は、当該税額徴収のための換金及び源泉徴収を行います。ただし、運用終了後であっても、対象財産に分配金が生じた場合は、本投資一任契約第4条第7号に従って再投資されることがあります。当該分配金及び再投資により取得された資産については対象財産の一部として取扱います。</u></p> <p>(3) <u>本項第1号の留保期間内にラップ承継が実行されない場合、留保していた対象財産の換金を実行します。この場合、対象死因贈与契約には現金承継が適用されます。</u></p>
<p>3. (省 略)</p> <p>第4条 (本サービスの利用)</p> <p>1. (省 略)</p> <p>2. (省 略)</p> <p>(1) 申込者の推定相続人のうち1名を受贈者として指定すること。ただし、申込者が対象財産において当社が提供するダイワの贈与サポートサービスを申込んでいる場合は、受贈者はダイワの贈与サポートサービスの予定受取人と同一人である場合に限るものとする。</p> <p>(2) ~ (4) (省 略)</p> <p>(5) 指定受贈者が、<u>当社に総合取引口座</u>を開設している成年者であること。</p> <p>(6) 申込者が、当社に対し、対象死因贈与契約の写し、指定受贈者が申込者の推定相続人であることを証明する書類その他当社が要求する書類を提出すること。</p> <p>(7) (省 略)</p> <p style="text-align: center;">新 設</p>	<p>5. (現行どおり)</p> <p>第4条 (本サービスの利用)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(1) 申込者の推定相続人のうち<u>対象の運用口</u>について1名を受贈者として指定すること。ただし、申込者が対象財産において当社が提供するダイワの贈与サポートサービスを申込んでいる場合は、受贈者はダイワの贈与サポートサービスの予定受取人と同一人である場合に限るものとする。</p> <p>(2) ~ (4) (現行どおり)</p> <p>(5) 指定受贈者が、<u>指定口座</u>を開設している成年者であること。</p> <p>(6) 申込者が、当社に対し、対象死因贈与契約の写し、指定受贈者が申込者の推定相続人であること、<u>及びそれを証明する書類</u>その他当社が要求する書類を提出すること。</p> <p>(7) (現行どおり)</p> <p>(8) <u>申込者がラップ承継を選択する場合は、指定受贈者がダイワファンドラップ投資一任契約の契</u></p>

現行	改正
<p>3. ～ 4. (省 略)</p> <p>第6条 (本サービスの終了)</p> <p>1. (省 略)</p> <p>(1) ～ (4) (省 略)</p> <p>(5) 対象相続発生前に、指定受贈者が<u>当社に開設する総合取引口座</u>を有さなくなったとき。</p> <p>(6) (省 略)</p> <p>2. (省 略)</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 当社が対象財産の指定受贈者への振替<u>(払戻)</u>を行う前に、対象死因贈与契約の撤回、合意解約等 (対象死因贈与契約と内容の異なる死因贈与契約の締結又は遺言の作成を行った場合を含みます。) がなされた可能性を当社が認識した場合。</p> <p>(3) 当社が対象財産の指定受贈者への振替<u>(払戻)</u>を行う前に、指定受贈者に対して遺留分減殺請求又は遺留分侵害額請求がなされた可能性を当社が認識した場合。</p> <p>(4) 当社が対象財産の指定受贈者への振替<u>(払戻)</u>を行う前に、申込者の相続人が限定承認の手続きを行った可能性を当社が認識した場合。</p> <p>(5) ～ (6) (省 略)</p> <p>3. (省 略)</p>	<p><u>約者である、もしくは当社の別途定めるダイワファンドラップ投資一任契約の契約条件に適合すること。</u></p> <p>3. ～ 4. (現行どおり)</p> <p>第6条 (本サービスの終了)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>(1) ～ (4) (現行どおり)</p> <p>(5) 対象相続発生前に、指定受贈者が<u>指定口座</u>を有さなくなったとき。</p> <p>(6) (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 当社が対象財産の指定<u>口座</u>への振替を行う前に、対象死因贈与契約の撤回、合意解約等 (対象死因贈与契約と内容の異なる死因贈与契約の締結又は遺言の作成を行った場合を含みます。) がなされた可能性を当社が認識した場合。</p> <p>(3) 当社が対象財産の指定<u>口座</u>への振替を行う前に、指定受贈者に対して遺留分減殺請求又は遺留分侵害額請求がなされた可能性を当社が認識した場合。</p> <p>(4) 当社が対象財産の指定<u>口座</u>への振替を行う前に、申込者の相続人が限定承認の手続きを行った可能性を当社が認識した場合。</p> <p>(5) ～ (6) (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p>
<p>附則</p> <p>この取扱規定は、<u>2025年8月1日</u>より適用されます。</p>	<p>附則</p> <p>この取扱規定は、<u>2026年4月20日</u>より適用されます。</p>